

米国の多数事業主制度（下）

粥川 正敏

III 多数事業主制度の現況

1. 制度の実施状況

(1) 制度数と加入者数の推移

加入者数と制度数は、安定的に推移している。拋出建てのみの制度は極めて少ないので、給付建ての制度数と加入者数を見ると、1975年の制度数と加入者数（現在就業中でない者も含む）がそれぞれ約2,100と850万人、85年は約2,300と830万人であったのに対し¹⁾、現在は約2,000と870万人となっている²⁾。なお、単一事業主制度を含めた数は、現在、約55,000と4200万人である。

(2) 加入者数の産業別分布

多数事業主制度の加入者分布には、大きな特徴がある。製造業雇用者の大部分が単一事業主制度の加入者であるのに対して、建設業や運輸業、鉱業、卸・小売業、サービス業で多数事業主制度加入者が相対的に多い。（表1参照）

多数事業主制度は団体協約に基礎があるので、組合組織率が低い金融・保険・不動産業で加入者が少ないのは、当然である。しかし、団体協約がカバーする労働者数が最大で、鉄鋼や自動車(UAW)など有力な組合を有する製造業の加入者数よりも建設業や運輸業の方で加入者数が多い。これによっても、組合加入者が多いことや組合活動が活発であれば当然に、多数事業主制度がより多く採用されるわけではないことが分かる。

表2は、産業別に多数事業主制度への加入者率、団体協約カバー率（「組合加入者および非加入者」であるがその職が団体協約でカバーされている者の合計が当該産業に従事する雇用者に占める割合）、小規模企業への就業率をみたものである。これをみると、小規模企業が多い産業で制度への加入者が多いことが分かる。また、建設業や舞台製作など、労働移動が頻繁、または臨時的な雇用形態が一般的な産業に多いともいえる。なお、製

表1 産業別加入者数(1988年)

(千人)

	多数事業主制度	単一事業主制度
農業	13 (3.8%)	324 (95.9%)
鉱業	193 (20.7%)	741 (79.3%)
建設業	3,490 (75.9%)	1,106 (24.1%)
製造業	1,372 (4.2%)	30,973 (95.8%)
運輸業	1,469 (40.9%)	2,127 (59.2%)
通信・公益事業	39 (0.7%)	5,316 (99.3%)
卸売業	341 (13.7%)	2,144 (86.3%)
小売業	1,087 (14.8%)	6,264 (85.2%)
金融・保険・不動産業	19 (0.2%)	8,209 (99.8%)
サービス業	1,187 (11.8%)	8,900 (88.2%)
課税免除団体	13 (0.8%)	1,670 (99.3%)
その他	715 (79.3%)	187 (20.7%)
合計	9,937 (12.8%)	67,958 (87.2%)

資料出所：U.S. Department of Labor, *Trends in Pensions 1992*.

注1：加入者1名のみを除外。

注2：カッコ内の数値は、それぞれの産業の合計に対する各制度の比率である。

造業の内では、食品、繊維、印刷、革製品、木材、家具製造などに比較的多い。

（3） 組合加入率と多数事業主制度

多数事業主制度は団体協約に基礎を置いていることから、その消長は組合のそれと関わりが大きい。米国の組合加入率は50年代中頃がピーク（1954年は34.7%）で、その後は長期低落傾向にあり、92年は15.1%、95年は14.9%まで低下した。組合加入者の絶対数も70年代初めに2千万人を超えていたものが、95年には1636万人と2割近く減少している³⁾。しかし、このような組合加入者数の減少にかかわらず、多数事業主制度の加入者数は減少傾向にない。

これは一つには、多数事業主制度が相対的に多い産業でも団体協約カバー率は低下傾向にあるが、これらの産業の多くでは製造業の場合と異なり、雇用者数自体の増加が著しいことによる。この結果、団体協約でカバーされている労働者の数自体は、増加または小幅な減少に止まっている。

たとえば、1989年と95年を比較すると、製造業における団体協約カバー率は30.5%から18.7%に低下し、その間に雇用者数もほとんど増加して

いないため、団体協約でカバーされている労働者数は216.5万人（37.2%）の減少となった。これに対し、サービス業のカバー率も9.6%から6.9%に減少したが、カバーされている労働者数は20.1万人（11.4%）増加した。また、卸・小売業のようにカバーされている労働者数が減少している場合でも、22.9万人（12.9%）と比較的穏やかな減少に止まっている⁴⁾。

2. 多数事業主制度の資産概況

多数事業主制度の資産運用は、相対的に保守的であるといわれている。その理由の一つは、給付建ての制度資産が最終的に事業主のものとなる単一事業主制度と異なり、多数事業主制度では、積立過剰の場合でも拠出額を減額することは事実上不可能であり、また、制度終了の場合に資産が事業主に回収されることもないので、リスクを取って高いリターンを目指すというインセンティブが事業主に働きにくいことである。また、制度への事業主拠出その他のフリンジ・ベネフィットを現金給付額と一体的に総報酬額として労使が団体協約で決める仕組みが多いため、リスクをとって必要な運用収入が得られなかった場合に必要となる事業主

表2 多数事業主制度加入者比率の多い産業

	加入者比率	小規模企業 雇用者比率	団体協約カバー率	
			1989年	1995年
建設業	75.9%	46.4%	29.4%	18.8%
鉱業	20.7%	17.9%	23.1%	14.4%
運輸・通信・公益事業	16.8%	18.0%	46.2%	29.1%
卸・小売業	14.5%	35.4%	9.8%	6.7%
サービス業	11.8%	32.4%	9.6%	6.9%
製造業	4.2%	8.3%	30.5%	18.7%
金融・保険・不動産業	0.2%	26.8%	4.1%	2.6%

資料出所 1：加入者比率は、表1と同じ。

2：小規模企業雇用者比率は、U.S. Bureau of the Census, *Country Business Patterns*, annual.

3：団体協約カバー率は、U.S. Bureau of Labor Statistics, *Employment and Earnings*, monthly, January Issue.

注 1：加入者比率は、各産業の企業年金加入者数に対する多数事業主制度加入者の比率（1988年）である。

2：小規模企業雇用者比率は、各産業の全雇用者に対する20名未満事業所に雇用される者の比率（1993年）である。

拠出の追加的引上げは他のFRINGE・ベネフィットの引き下げを伴うなど実質的には組合員の負担において行われることが多いため、組合の立場からもリスクを取ることに慎重とならざるを得ない。

多数事業主制度の資産概況は、表3のとおりである。1993年の資産総額は約3080億ドルであり、単一事業主制度の約7分の1である。また、その資産配分をみると、単一事業主制度より株式の比率が5ポイントほど低い。

3. 多数事業主制度の財政状況

(1) 一般的な傾向

一般的に多数事業主制度は、財政状況が健全であるといわれている。1995年に始まる制度年度における多数事業主制度全体の財政状況をForm 5500のデータでみると、資産総額は2023億ドル、負債額は2170億ドル、積立余剰の総額は126億ドル、積立不足の総額は274億ドル(前年より26億ド

ルの減少)であり、2000の制度のうち19制度がPBGCから財政支援を受けている⁵⁾。また、多数事業主制度専門のコンサルタント会社であるThe Segal Companyが毎年実施している調査⁶⁾の結果は、表4のとおりである。これによれば、過去5年間の平均積立率(制度資産額の受給権付与済み給付額の現在価値に対する比率)は常に95%以上である。受給権付与済み給付の支払いに必要な資産を100%以上積み立てている完全積立制度も、全体の7割前後で推移している。多数事業主制度は、一部に著しい積立不足の制度があるものの、全体としては健全な財政状況となっている。

PBGC(年金給付保証公社)が実施する制度終了保険では、単一事業主と多数事業主制度は別々に管理・運営されている。単一事業主制度に係る制度終了保険が最近まで長期にわたって赤字に悩まされてきたのに対して、多数事業主制度は、1980年には850万ドルの赤字であったのが1983

表3 多数事業主制度資産の概況(1993年)

(10億ドル)

	多数事業主制度	単一事業主制度		
		給付建て	拠出建て	合計
株式	119 (38.6%)	476 (42.0%)	481 (45.2%)	957 (43.6%)
債券	111 (36.0%)	311 (27.4%)	244 (23.0%)	555 (25.3%)
現金同一商品	29 (9.4%)	107 (9.4%)	135 (12.7%)	242 (11.0%)
その他	50 (16.2%)	239 (21.1%)	203 (19.1%)	442 (20.1%)
合計	308	1,134	1,063	2,197

資料出所：EBRI, *Quarterly Pension Investment Report*, fourth quarter 1993.

注1：信託保有資産についてのみの集計である。

2：資産額は時価表示である。

3：債券は長期債のみであり、残存期間に応じて短期債は現金同一商品として分類されている。

4：カッコ内の数値は、各資産の合計に対する比率である。

表4 多数事業主制度の財政状況の推移

	91～92年度	92～93年度	93～94年度	94～95年度	95～96年度
調査制度数	462	456	475	473	466
平均積立率	97%	96%	95%	96%	96%
完全積立制度数	365 (79%)	350 (77%)	308 (65%)	343 (73%)	329 (71%)

資料出所：The Segal Company, *NewsLetter*, vol. 42 No. 1, January 1998.

年に500万ドルのロスを記録して以降は、おおむね健全財政を続けている。97年末で資産額5億9600万ドル、負債額は3億7700万ドルで、2億1900万ドルの余剰がある。単年度の収支でも、94年から3年間は若干のマイナスを記録したが、97年は9500万ドルの黒字となっている⁷⁾。

(2) 加入者の減少と財政

均一給付方式をとる制度が大部分であることもあって、加入者の高齢化による財政への影響は、最終平均給与と加入期間によって給付が決まることの多い単一事業主制度に比して少ない。しかし、加入者の減少は制度の財政に少なからざる影響を与える。MPPAAの脱退債務の支払規定は事業主の脱退を困難にし、加入者の減少を防ぐことで財政の健全化に貢献している。だが、個々の多数事業主制度の基盤を成している職種、産業自体が大きく衰退して雇用レベルが低下する場合は、加入者数の減少は避けられない。

このような事態に対応して、近年、職種、産業横断的に合併が進展しており、加入者数に対して制度数は減少傾向にある。このような努力もあって、制度は全体としては健全な状態にあるが、牛乳配達人の制度のようにPBGCの財政支援を受けているものもある。

IV 多数事業主制度の特色と今後

1. 多数事業主制度の特色

多数事業主制度は、団体協約に基礎を置き、協約が定める事業主拠出に基づいて労使が共同参加する評議員会で給付の内容が定まる。このような制度の構造から、単一事業主制度と異なり、多数事業主制度の拠出や給付、財政は、個々の企業の企業経営や人的資源に関する企業戦略と密接な関連を有することはない。多数事業主制度は組合に主導されて発展してきたという経緯もあり、ま

た、中小規模の事業主が多いこと等もあって、労働組合との結びつきが極めて強いものとなっている。

また、多数事業主制度は、相互扶助制度に淵源を有する制度の沿革、制度の仕組みと運営実態、加入者等関係者のメンタリティなどから、加入者間の連帯を重視する傾向が強い。均一給付方式を採用するものが大部分であり、給付額算定における加入期間の扱いでも、加入者間の連帯を前提とした算定方式を採用するものが少なくない。たとえば、時給15ドルで年間1,700時間フルに働き25,500ドルの所得がある建設労働者の事業主拠出は、9カ月(1,200時間就労)しか建設工事に従事できず18,000ドルの所得しかない者の約1.5倍であるが、両者の年金額は、年間1,200時間以上を1年と扱うことにより、同額となる。また、集団主義的、連帯志向のメンタリティと団体協約という制約から、個人主義的な傾向が強いといえる401(k)プランは、ほとんど普及していないのが実状である。多数事業主制度でも、近年拠出建て年金の導入が進んでいるといわれるが、その大部分は給付建ての補完としてのマネーパッチェス制度(アニュイティ・プラン)である。

なお、このような加入者間の連帯を重視する取り扱い、制度加入者の賃金や超過勤務を含む仕事量が組合規制の下で各人共通に定められ、「個人処遇化」していないことによって可能になっている面もあると思われる。

次に挙げるべき特色は、多数の雇い主が同一の制度に参加しており、雇い主の変更に伴うポータビリティがあることである。その上、制度の拠出と給付設計が単純で共通するところが多く、各制度の費用分担割合を容易に決めることができるため、制度の多くは同様の職種、産業等をカバーする他地域の多数事業主制度と相互協定(Reciprocity agreement)を締結しているので、これによってポータビリティはさらに高められている。

2. 多数事業主制度の今後

多数事業主制度の後は、PBGCが指摘するように⁸⁾、現在既に多数事業主制度が設けられている職種、産業における雇用動向によるところが大きい。しかし、これだけではなく、産業・雇用環境の変化の中で制度の特色が生かせるかに掛かっている点も少なくない。

多数事業主制度は組合に基礎を置いた制度であるだけに、今後も雇用増が見込まれ、小規模企業が比較的多いサービス業などで、雇用者の組織化と制度の創設・拡充を進めることができるのかに、制度の発展が掛かっているといえる。この場合のセールス・ポイントは、先に述べた多数事業主制度の特色である集团的・連帯的な相互扶助とポータビリティの保障であることは疑いがない。これらが、401(k)プランの興隆を支えている全般的な個人主義的個別化の流れの中で、どれだけ対象となる雇用者の心を捉えることができるかが、今後の多数事業主制度発展の鍵となろう。

(平成10年7月投稿受理)

注

- 1) U.S. Department of Labor. *Trends in Pensions 1992*.
- 2) P.B.G.C. *News*, June 11, 1996.
(<http://www.pbgc.gov/96multi.htm>)
- 3) The Bureau of National Affairs Inc. 1996. *Union*

Membership and Earning Data Book. その他.

- 4) U.S. Bureau of Labor Statistics. *Employment and Earnings*, monthly January Issue.
- 5) PBGC. 1997. *Annual Report*. (<http://www.pbgc.gov>)
- 6) 1995～96年度についていえば、加入者数340万人、資産総額910億ドルと全体の4割弱をカバーする抽出調査であり、全体の傾向をある程度反映していると考えられる。
- 7) 注5に同じ。
- 8) Ibid.

参考文献

- B.J. Coleman. 1993. *Primer on Employee Retirement Income Security Act*, 4th ed. The bureau of National Affairs, Inc.
- F. Dobbin and T. Boychuk. 1996. *Public Policy and the Rise of Private Pensions: The US Experience since 1930*, in 3.
- D.M. McGill, K.N. Brown, J.H. Haley and S.J. Schieber. 1996. *Fundamental of Private Pensions*, 7th ed. University of Pennsylvania Press. (田村正雄監訳 1998『企業年金の基礎』改版 ぎょうせい)
- M. Shalev, ed. 1996. *The Privatization of Social Policy?* Macmillan Press Ltd.
- B. Stevens. 1996. *Labor Unions and the Privatization of Welfare: The Turning Point in the 1940s*, in 3.
- Internal Revenue Service. 1996. *Multiemployer Plan Examination Handbook*.
(<http://www.benefitslink.com/index.cgi>)
- National Coordinating Committee for Multiemployer Plans. *A Basic Guide*.
(かゆかわ・まさとし
衆議院事務局厚生調査室首席調査員)